

三重県聴覚障害者支援センター 情報支援機器貸出事業要綱

- (目的) 本事業は、聴覚障害者が健聴者等との円滑なコミュニケーション及び社会活動に係る知識習得のため、情報支援機器を必要とする場合、機器の貸出を行うことにより聴覚障害者の福祉の増進に資することを目的とする。
- (貸出機器) 本事業の貸出機器は以下に掲げるものとする。
1. 磁気誘導ループ
 2. プロジェクター
 3. スクリーン
 4. OHC、OHP
 5. ビデオカメラ
 6. その他、センター長が認めたもの
- (対象者) 機器の貸出対象者は、三重県に住所を有し、次の各号に該当する者とする。
1. センター利用登録者
 2. センター利用登録団体
 3. その他、センター長が必要と認めた者
- (貸出期間) 機器の貸出期間は、貸出の初日を含む原則7日以内とする。
申請は3日前までに行うこと。
- (申請) 「情報支援機器貸出申請書」により、職員の指示に従って申請するものとする。
- (費用) 機器の貸出は無料とする。
ただし、貸出機器の搬送、備え付けの消耗品(電池など)の費用は、借受者の負担とする。
- (借受者の義務) 機器を借り受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
1. 借受機器は、機器取扱要領、及び貸出申請書に記入した事項に従って使用すること。
 2. 借受機器は、丁寧に取扱うものとし、故意または過失により機器を滅失、破損した場合は、速やかに支援センターに報告すること。
 3. 貸出期間を厳守し、使用後は速やかに返還すること。
 4. 借受機器は、第三者に譲渡し、もしくは交換、転貸しまたは担保に供してはならない。
- (その他)
1. センター長は、前記の規定に違反した者がいるときは、貸出機器の返還を請求し、またはセンター長の判断にて今後いっさいの貸出をその違反者に対して禁止することができる。
 2. センター長は、故意または過失により機器を滅失、破損した者に対し、その購入または修理に相当する金額を賠償させることができる。
- (附則) この要綱は平成29年4月1日から施行する。